

令和6年度 放課後児童クラブ利用料軽減事業の申込みについて

令和6年度に本市の放課後児童クラブを利用予定の児童が、次の事由に該当する場合は利用料が軽減されますので、希望する保護者は所属予定のクラブ、または、市子育て支援課に申込書（市ホームページまたは各クラブに備えています。）をご提出ください。審査結果（該当・非該当）は、保護者及びクラブに通知します。

なお、令和5年度の利用料軽減事業該当者についても、年度ごとに申込み（審査）が必要ですので、ご注意ください。

＜毎月の利用料無料＞・・・おやつ代及び実費徴収分は対象外

- ①生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯の児童
- ②世帯の市町村民税所得割課税額の合算額が169,000円未満の世帯の第3子以降の児童

＜毎月の利用料より3,000円以内軽減＞・・・おやつ代及び実費徴収分は対象外

③ 市町村民税非課税世帯であって、次のいずれかに該当するもの

- ア ひとり親家庭（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条の規定による母子家庭など）で、現に扶養している児童
 - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者が属する世帯の児童
 - ウ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者が属する世帯の児童
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が属する世帯の児童
 - オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童が属する世帯の児童
 - カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める障害基礎年金の受給者が属する世帯の児童
 - キ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による援助を受けている世帯（準要保護世帯）の児童
- ④ 市町村民税非課税世帯であって、保護者等が養育する子のうち第2子以降の児童
 - ⑤ 世帯の市町村民税所得割額の合算額が77,101円未満のひとり親家庭（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条の規定による母子家庭など）で、保護者等が養育する子のうち第2子以降の児童
 - ⑥ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に規定する児童扶養手当（児童手当ではありません）を受給している世帯の児童

※この事業は、徳島県放課後児童クラブ利用料軽減事業補助金を活用しての事業で、軽減要件は県に準じています。県の要件に変更があった場合等は、非該当となる場合もありますのでご了承ください。

<軽減方法>

- ①利用者が毎月クラブに支払う利用料は、軽減(利用料無料、または3,000円以内軽減)を受けた利用料を支払う。
- ②利用者が毎月クラブに支払う利用料は、軽減(利用料無料、または3,000円以内軽減)を受けず、軽減分の受領については年度末に一括して市より交付を受ける。

<例 1: 毎月の利用料7,000円が、無料の場合>

◎軽減方法①(市 → クラブ)

ア) 毎月のクラブに支払う利用料	イ) 毎月の利用料軽減額	ウ) 利用者が毎月支払うクラブへの利用料
7,000円	7,000円	0円

◎軽減方法②(市 → 利用者)

ア) 毎月のクラブに支払う利用料	イ) 毎月の利用料軽減額	ウ) 利用者が毎月支払うクラブへの利用料
7,000円	0円	7,000円

<軽減方法①の場合>

利用者はイ)で毎月の利用料より、7,000円×12ヶ月分=84,000円 の軽減を受けるので、市より利用者への交付はありません。

<軽減方法②の場合>

利用者はイ)で毎月の軽減を受けていないので、7,000円×12ヶ月分=84,000円(年間)を、市より年度末に一括して利用者に交付します。

<例 2: 毎月の利用料7,000円が、3,000円軽減の場合>

◎軽減方法①(市 → クラブ)

ア) 毎月のクラブに支払う利用料	イ) 毎月の利用料軽減額	ウ) 利用者が毎月支払うクラブへの利用料
7,000円	3,000円	4,000円

◎軽減方法②(市 → 利用者)

ア) 毎月のクラブに支払う利用料	イ) 毎月の利用料軽減額	ウ) 利用者が毎月支払うクラブへの利用料
7,000円	0円	7,000円

<軽減方法①の場合>

利用者はイ)で毎月の利用料より、3,000円×12ヶ月分=36,000円 の軽減を受けるので、市より利用者への交付はありません。

<軽減方法②の場合>

利用者はイ)で毎月の軽減を受けていないので、3,000円×12ヶ月分=36,000円(年間)を、市より年度末に一括して利用者に交付します。

※日割り計算等で、利用料が3,000円に満たない場合は実支出利用料となります。